

資料

資料 1 渋谷区介護保険事業計画参考資料

資料 2 渋谷区介護保険事業計画等作成委員会等資料

資料 1 渋谷区介護保険事業計画参考資料

1 所得段階別保険料(年額)の対比

◆第7期介護保険事業計画における所得段階別保険料(年額)

保険料基準額(年額) : 71,520円(1月あたり5,960円)

所得基準		負担割合	年間保険料	
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	基準額×0.30 (基準額×0.50)	21,500円 (35,800円)	
第2段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下			
第3段階	世帯全員が 住民税非課税 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.31 (基準額×0.51)	22,200円 (36,500円)	
第4段階	本人は住民税 非課税で世帯 に住民税課税 者がいる	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額×0.47 (基準額×0.52)	33,700円 (37,200円)
第5段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.70	50,100円
第6段階	本人が 住民税課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額×0.80	57,200円
第7段階		合計所得金額が125万円未満	基準額×1.06	75,800円
第8段階		合計所得金額が125万円以上 250万円未満	基準額×1.20	85,800円
第9段階		合計所得金額が250万円以上 375万円未満	基準額×1.60	114,400円
第10段階		合計所得金額が375万円以上 500万円未満	基準額×1.70	121,600円
第11段階		合計所得金額が500万円以上 750万円未満	基準額×1.95	139,500円
第12段階		合計所得金額が750万円以上 1,000万円未満	基準額×2.10	150,200円
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上 1,500万円未満	基準額×2.50	178,800円
第14段階		合計所得金額が1,500万円以上 2,500万円未満	基準額×2.80	200,300円
第15段階		合計所得金額が2,500万円以上 5,000万円未満	基準額×3.30	236,000円
第16段階		合計所得金額が5,000万円以上 1億円未満	基準額×4.00	286,100円
第17段階	合計所得金額が1億円以上	基準額×6.00	429,100円	

※所得段階別の年間保険料は、保険料基準額(年間)に所得段階別の保険料率を乗じ、50円未満切捨て、50円以上切上げて端数処理したもの

※第1段階から第3段階までの()内は、消費税率改定に伴う公費投入前の算定方式及び金額

※合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額を控除した額を使用

※第1段階から第5段階までの合計所得金額は、年金収入に係る所得を控除した額を使用

◆第8期介護保険事業計画における所得段階別保険料(年額)

保険料基準額(年額) : 71,520円(1月あたり5,960円)

所得基準		負担割合	年間保険料
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	基準額×0.25 (基準額×0.45)	17,900円 (32,200円)
	世帯全員が 住民税非課税		
第2段階	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下	基準額×0.26 (基準額×0.51)	18,700円 (36,500円)
第3段階	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が120万円超	基準額×0.47 (基準額×0.52)	33,700円 (37,200円)
第4段階	本人は住民税 非課税で世帯 に住民税課税 者がいる	基準額×0.70	50,100円
第5段階	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円超	基準額×0.80	57,200円
第6段階	合計所得金額が125万円未満	基準額×1.01	72,200円
第7段階	合計所得金額が125万円以上 250万円未満	基準額×1.20	85,800円
第8段階	合計所得金額が250万円以上 375万円未満	基準額×1.45	103,700円
第9段階	合計所得金額が375万円以上 500万円未満	基準額×1.70	121,600円
第10段階	合計所得金額が500万円以上 750万円未満	基準額×1.95	139,500円
第11段階	本人が 住民税課税	基準額×2.10	150,200円
第12段階	合計所得金額が750万円以上 1,000万円未満	基準額×2.50	178,800円
第13段階	合計所得金額が1,000万円以上 1,500万円未満	基準額×2.80	200,300円
第14段階	合計所得金額が1,500万円以上 2,500万円未満	基準額×3.30	236,000円
第15段階	合計所得金額が2,500万円以上 5,000万円未満	基準額×4.00	286,100円
第16段階	合計所得金額が5,000万円以上 1億円未満	基準額×6.00	429,100円

※所得段階別の年間保険料は、保険料基準額(年間)に所得段階別の保険料率を乗じ、50円未満切捨て、50円以上
切上げで端数処理したもの

※第1段階から第3段階までの()内は、消費税率改定に伴う公費投入前の算定方式及び金額

※合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額を控除した額を使用

※第1段階から第5段階までの合計所得金額は、年金収入に係る所得を控除し、給与所得が含まれる場合は、最
大10万円を控除した額を使用

※第6段階以上の合計所得金額は、給与所得または年金収入に係る所得が含まれる場合は、最大10万円を控除し
た額を使用

2 利用者負担に関する介護保険制度の見直し

(1) 高額介護サービス費の見直し

高額介護サービス費の「現役並み所得者」の区分が細分化され、上限額が一部変更されます。

【令和3(2021)年7月利用分まで】

利用者負担段階区分	上限額(月額)
現役並み所得者 同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人	【世帯】 44,400円
一般	【世帯】 44,400円
住民税世帯非課税等	【世帯】 24,600円
・ 合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・ 老齢福祉年金の受給者	【個人】 15,000円
・ 生活保護の受給者 ・ 利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	【個人】 15,000円 【世帯】 15,000円



【令和3(2021)年8月利用分から】

利用者負担段階区分	上限額(月額)
年収約1,160万円以上	【世帯】 140,100円
年収約770万円以上約1,160万円未満	【世帯】 93,000円
年収約383万円以上約770万円未満	【世帯】 44,400円
一般	【世帯】 44,400円
住民税世帯非課税等	【世帯】 24,600円
・ 合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・ 老齢福祉年金の受給者	【個人】 15,000円
・ 生活保護の受給者 ・ 利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	【個人】 15,000円 【世帯】 15,000円

(2)食費・居住費の負担限度額の見直し

対象者の要件及び自己負担限度額の第3段階が細分化され、自己負担限度額が一部変更されます。

【対象者の要件】

●令和3(2021)年7月まで

利用者負担段階		預貯金等の資産要件	
第1段階	生活保護の受給者	【単身】 1,000万円以下 【夫婦】 2,000万円以下	
	老齢福祉年金の受給者		
第2段階	世帯全員が住民税非課税※1		合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人
			合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超の人
第3段階			

●令和3(2021)年8月から

利用者負担段階		預貯金等の資産要件※2
第1段階	生活保護の受給者	【単身】 1,000万円以下 【夫婦】 2,000万円以下
	老齢福祉年金の受給者	
第2段階	世帯全員が住民税非課税※1	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人
		合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人
第3段階		合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人

【1日あたりの食費・居住費(滞在費)の自己負担限度額】

利用者負担段階	食費		居住費(滞在費)				
	施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室※3	多床室	
第1段階	生活保護の受給者	300円	300円	820円	490円	490円(320円)	0円
	老齢福祉年金の受給者						
第2段階	世帯全員が住民税非課税※1	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	390円 令和3年8月から 600円	820円	490円	490円(420円)	370円
第3段階		第3段階①	650円 令和3年8月から 1,000円	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円
	第3段階②	令和3年8月から 1,360円	令和3年8月から 1,300円	令和3年8月から 1,310円	令和3年8月から 1,310円	令和3年8月から 1,310円(820円)	令和3年8月から 370円

※1 世帯を分離している配偶者を含む

※2 第2号被保険者の預貯金等の資産要件は、令和3(2021)年8月以降も単身1,000万円、夫婦2,000万円

※3 介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額

資料2 渋谷区介護保険事業計画等作成委員会等資料

1 渋谷区介護保険事業計画等作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 渋谷区における高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定にあたり、広く専門家や区民及び関係者の意見を反映させるため、渋谷区介護保険事業計画等作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、区長の諮問に基づき、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について検討し、その結果を区長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、渋谷区介護保険運営協議会委員を含む31名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 渋谷区介護保険運営協議会委員 | 21名 |
| (2) 被保険者を代表する者 | 8名 |
| (3) サービス事業者を代表する者 | 1名 |
| (4) 地域労働団体等を代表する者 | 1名 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、答申までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長2名を置く。

2 委員長は渋谷区介護保険運営協議会会長を充て、副委員長2名は委員長が指名する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集する。ただし、初回については区長が招集する。

2 委員会は半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は公開とする。ただし、委員会が公開することを不相当と認めるときは、この限りでない。

(起草委員会等)

第8条 委員会の下に起草委員会及び幹事を置く。

2 起草委員会は委員会の承認に基づき、委員のうちから委員長が指名する11名以内の委員で組織する。

3 幹事は別表のとおりとする。（本書では別表省略）

(意見聴取等)

第9条 委員会及び起草委員会は、必要と認めるとき、学識経験者、関係行政機関の職員、その他の関係者に対し出席を求め、必要な書類を提出させ、意見を聴き又は説明を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は福祉部高齢者福祉課福祉計画係が担当する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置に関し必要な事項は高齢者政策担当部長が別に定め、運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

- 附 則 この要綱は、平成14年2月27日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成14年4月8日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成14年6月14日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成17年4月8日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成20年4月16日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成29年5月31日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 渋谷区介護保険事業計画等作成委員会委員名簿

代表区分		氏名	役職・所属
介護保険運営協議会委員兼任	被保険者代表	秋山 多世	第1号被保険者
		池谷 隆徳	第1号被保険者
		伊藤 福子	第1号被保険者
		大谷 英利	第2号被保険者
		奥澤 直美	第2号被保険者
		宮本 和江	第2号被保険者
	学識経験者	◎ 岸 恵美子	東邦大学看護学部教授
		河原 和夫	東京医科歯科大学大学院教授
		○ 下垣 光	日本社会事業大学教授
		森川 美絵	津田塾大学教授
	医療機関代表	○ リー 啓子	渋谷区医師会
		黄川田 雅之	渋谷区医師会
		長田 博史 (~令和2年7月6日)	渋谷区歯科医師会
		木下 滋彦 (令和2年7月7日~)	渋谷区歯科医師会
		岩下 哲哉	渋谷区薬剤師会
	公益代表	小林 三雄	渋谷区町会連合会
		近藤 博行 (~令和2年8月31日)	渋谷区シニアクラブ連合会
		河原 喜孝 (令和2年9月1日~)	渋谷区シニアクラブ連合会
		鷲頭 和江	渋谷区民生児童委員協議会
		中島 珠子	渋谷区ボランティア団体
		内藤 千世子	渋谷区社会福祉協議会
サービス事業者代表	高橋 力	渋谷区社会福祉事業団 渋谷区あやめの苑・代々木	
	指田 真理子	渋谷区ケアマネジャー連絡協議会	
作成委員会委員専任	被保険者代表	増澤 菊枝	第1号被保険者
		小林 八枝子	第1号被保険者
		中村 幾代	第1号被保険者
		岩瀬 久美子	第2号被保険者
		齊藤 昌子	第2号被保険者
	サービス事業者代表	齊藤 貴也	社会福祉法人 正吉福社会 社の風・上原
地域労働団体等代表	鬼沢 直之	渋谷区職員労働組合	

※氏名欄の◎は委員長、○は副委員長

(敬称略：順不同)

3 渋谷区介護保険事業計画等作成委員会検討経過

	開催日	議 題
第1回	令和2年6月 (書面開催)	①介護保険事業計画等作成委員会への諮問 ②第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の概要と方向性について ③起草委員会について ④作成委員会等のスケジュールについて ⑤その他
第2回	令和2年8月18日 (オンライン会議)	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果、在宅介護実態調査、介護サービス事業所調査の結果について ②第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画検証について ③第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の方向性について ④介護保険サービスの利用実績等について ⑤地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要について ⑥その他
第3回	令和2年11月10日 (オンライン会議)	①第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 中間のまとめについて ②その他
第4回	令和3年1月18日 (オンライン会議)	①中間のまとめに関する説明会及びパブリック・コメントの報告 ②第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画答申(案)について ③その他
第5回	令和3年2月15日 (オンライン会議)	①答申について ②区長へ答申 ③その他

4 渋谷区介護保険事業計画等作成委員会の起草委員会運営要領

(設置)

第1条 渋谷区における高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定にあたり、渋谷区介護保険事業計画等作成委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、介護保険事業計画等作成委員会（以下「作成委員会」という。）に起草委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に対する作成委員会の答申の素案などの検討を行い、その結果を作成委員会に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、要綱第8条第2項の規定による委員で組織する。

2 委員は、別表のとおりとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は作成委員会委員長を充て、副委員長は作成委員会副委員長を充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 作成委員会委員は、オブザーバーとして委員会に出席できるが、この場合に発言権はないものとする。

(報酬)

第6条 起草委員会委員が委員会に出席したときは、報償費を支払う。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部高齢者福祉課福祉計画係が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置に関し必要な事項は高齢者政策担当部長が別に定め、運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則 この要領は、平成17年4月11日から施行する。

附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成20年4月28日から施行する。

附 則 この要領は、平成23年5月17日から施行する。

附 則 この要領は、平成26年6月2日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年5月31日から施行する。

附 則 この要領は、令和2年6月23日から施行する。

附 則 この要領は、決裁の日から施行し、令和2年7月7日から適用する。

5 渋谷区介護保険事業計画等作成委員会の起草委員会委員名簿

代表区分	氏名	役職・所属
学識経験者	◎ 岸 恵美子	東邦大学看護学部教授
	○ 下垣 光	日本社会事業大学教授
	森川 美絵	津田塾大学教授
医療機関代表	○ リー 啓子	渋谷区医師会
	木下 滋彦	渋谷区歯科医師会
	岩下 哲哉	渋谷区薬剤師会
公益代表	内藤 千世子	渋谷区社会福祉協議会
被保険者代表	中村 幾代	第1号被保険者
サービス事業者代表	齊藤 貴也	社会福祉法人 正吉福祉会 杜の風・上原

※氏名欄の◎は委員長、○は副委員長

(敬称略：順不同)

6 渋谷区介護保険事業計画等作成委員会の起草委員会検討経過

	開催日	議 題
第1回	令和2年8月3日 (オンライン会議)	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果、在宅介護実態調査、 介護サービス事業所調査の結果について ②第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画検証に ついて ③介護保険サービスの利用実績等について ④地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正 する法律案の概要について ⑤その他
第2回	令和2年9月15日 (オンライン会議)	①第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に 向けた検討について ②その他 ・高齢者人口の現状と今後
第3回	令和2年10月27日 (オンライン会議)	①第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 中間のまとめ(案)について ②その他
第4回	令和3年1月8日 (オンライン会議)	①中間のまとめに関する説明会及びパブリック・コメントの 報告 ②第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画答申(案) について ③その他

しぶや いきいき あんしん プラン

第8期渋谷区高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

発行 令和3(2021)年3月

渋谷区福祉部高齢者福祉課・介護保険課

〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町1番1号

電話番号 03-3463-1868・2137(直通)



YOU
MAKE
SHIBUYA

